

岩運輸第469号
岩運整第777号
令和3年11月30日

貨物自動車運送事業者 各位

国土交通省東北運輸局
岩手運輸支局長
(公印省略)

飲酒運転防止にかかる自己チェックの取り組みについて

事業用自動車運転者の飲酒運転の防止については、これまでも様々な取り組みを行っており、現在、事業用自動車総合安全プラン2025において飲酒運転事故ゼロを目標として取り組みを行っているところです。

しかしながら、令和3年の東北運輸局管内における飲酒運転事案はこれまで6件発生し、その全ての事案が貨物自動車運送事業者における発生であり、またその全ての事案について、運転者のアルコール依存症の可能性が疑われる状況です。

つきましては、アルコール依存症対策の推進を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施期間中の更なる取り組みとして、下記事項へご対応いただき、アルコール依存症に関する正しい知識を持ったうえでアルコール依存の傾向にある運転者を早期に発見し治療に繋げていただきますようお願いいたします。

記

1. 全ての運転者に対して、参考資料に掲載している飲酒運転防止にかかる啓発資料、啓発動画等を活用した教育を実施して、アルコール依存症の正しい知識等を理解させること。
2. 営業所毎に全ての運転者に対して、別紙1「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」により自己チェックを実施させ、アルコール依存症対策に対する意識付けを図ること。
この場合において、「アルコール依存症スクリーニングテスト」による自己チェックは、必ず運転者自身に実施させること。
3. 別紙2「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」の取りまとめ表を営業所毎に集計し、自己チェック実施結果を確認し、飲酒に関する各運転者の理解度を把握するとともに、令和4年1月19日までに岩手運輸支局に報告すること。

〈問い合わせ先〉

国土交通省東北運輸局岩手運輸支局

検査・整備・保安部門

TEL 019-638-2154

(ダイヤルイン「2」)

FAX 019-639-1033

飲酒運転防止にかかる啓発資料、啓発動画等

(1)パンフレット

○全日本トラック協会のホームページ

「飲酒運転撲滅に向けた取り組み」のパンフレット類

飲酒運転防止対策マニュアル

https://ita.or.jp/member/anzen/anzen_tokusetsu/anti_drunk_driving/anti_drunk_driving.html



(2)動画

○政府インターネットテレビ

その先の悲劇 絶対にしない・させない！ 飲酒運転(再生時間10:12)

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14584.html?nt=1>



○特定非営利活動法人ASKのYouTube動画

悲惨な事故を起こさない！ 見直そう職場の飲酒運転対策(再生時間16:16)

<https://www.youtube.com/watch?v=pke0wQmf-sU>



(3)参考情報

○特定非営利活動法人ASKのホームページ

「飲酒運転防止」の「欠かせない知識」

<https://www.ask.or.jp/article/8683>



○久里久里浜医療センターのホームページ

依存症スクリーニングテスト一覧

<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/>



○NHKのホームページ

これまでの放送

クローズアップ現代 放送日:2021年6月16日(水)

あなたは大丈夫？コロナ禍のアルコール依存

本当は治療が必要な“隠れ患者” 新たな治療「減酒」とは？

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4558/index.html>



令和3年12月
東北運輸局

飲酒運転防止にかかる自己チェックシート

実施日	令和 年 月 日	氏名	
-----	----------	----	--

このチェックシートは、飲酒運転防止に向けた取り組みの一環として、『飲酒』に関するあなたの理解度について、確認するものです。
自己評価の結果が『2』や『1』になった項目は、もう一度読んで理解し、自分なりの飲酒運転防止に取り組ましましょう。

自己評価の基準（「自己評価」の欄に、「1～4」を記載してください。）

- ⇒ 4 : 理解している
3 : 概ね理解している
2 : あまり理解していない
1 : 全く理解していない

1. 遵守事項

No.	チェック項目	自己評価
1-1	飲酒運転は重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪であり、絶対にしてはならない。	
1-2	飲酒運転により、失職、経済的困窮から一家離散や自殺などにつながるケースもある。	
1-3	飲酒運転は会社のイメージを極端に悪化させ、荷主の信頼を失うだけでなく、社会的信用も失墜し、経営破綻に至る可能性がある。	
1-4	酒酔い運転（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができない状態で運転）の罰則は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金で、違反点数が35点の免許取消である。	
1-5	酒気帯び運転（呼気中アルコール濃度が1リットルあたり0.15mg以上含まれる状態で運転）の罰則は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金で、違反点数が25点もしくは13点の免許取消もしくは免許停止である。	

裏面に続く

2. 飲酒の影響

No.	チェック項目	自己評価
2-1	アルコールは、認知力、判断力、操作力を著しく低下させるもので、運転に大きな影響を及ぼす。 お酒が強い人でも弱い人でも同量のアルコールを飲んだ場合の運転への影響は同じである。	
2-2	500mlのビール(純アルコール20g)を飲むと、体内でのアルコールの処理に、およそ4時間かかる。 なお、個人差(性別・年齢・体重・体質)があり、体調にも左右されるので、4時間を超える場合がある。	
2-3	アルコールの分解には、起きている時より寝ている時の方が、余計に時間がかかる。 一般に2割から3割、分解が遅くなる。	
2-4	血中アルコール濃度が0.05%(ほろ酔い期)でも、速度超過、ブレーキの踏み遅れ等による、衝突事故の発生率は平常時と比べ、ぐんと上がる。	
2-5	仮眠前の「寝酒」が習慣になると少量の飲酒では寝付けなくなるため、だんだん酒量が増える。 「寝酒」はアルコール依存症につながるおそれがあるため、少量でも避けるべきである。	

3. アルコール依存症対策

No.	チェック項目	自己評価
3-1	トラック運転者は、勤務時間が不規則になりがちで睡眠時間も乱れやすく、早く眠りにつくための「寝酒」が習慣になることがきっかけでアルコール依存症になるケースが見受けられる。	
3-2	アルコール依存症の運転者の飲酒運転をやめさせることは、本人の意思の力だけでは難しく、必要なのは、専門医によるアルコール依存症の治療である。	
3-3	アルコール依存症の人が病院に行かないのは、本人に依存症の自覚がないことや、断酒したくないからと言われている。	
3-4	アルコール依存症から逃れるためには、「アルコール依存症スクリーニングテスト」を行うことにより自分自身の症状に早期に気付いて、専門機関を受診することが重要である。	
3-5	アルコール依存症の治療法は、これまで「断酒」だけだったが、新たな治療法として「減酒」が始まっている。 ただし、重度の依存症の治療は「断酒」しかない。	

以上、ご協力ありがとうございました。

集計日
令和 年 月 日

「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」の取りまとめ表

事業者名	営業所名 (管轄支局)	運転者数
	()	

1. 遵守事項

No.	評価「4」	評価「3」	評価「2」	評価「1」	記載なし・無効等	計
1-1						
1-2						
1-3						
1-4						
1-5						

2. 飲酒の影響

No.	評価「4」	評価「3」	評価「2」	評価「1」	記載なし・無効等	計
2-1						
2-2						
2-3						
2-4						
2-5						

3. アルコール依存症対策

No.	評価「4」	評価「3」	評価「2」	評価「1」	記載なし・無効等	計
3-1						
3-2						
3-3						
3-4						
3-5						

下欄には、飲酒運転を防止するために独自に工夫している点、こだわっている点等を記載してください。

集計日
令和4年1月10日

「飲酒運転防止にかかる自己チェックシート」の取りまとめ表

事業者名	営業所名 (管轄支局)	運転者数
東北運輸株式会社	本社営業所 (宮城)	35

1. 遵守事項

No.	評価「4」	評価「3」	評価「2」	評価「1」	記載なし・無効等	計
1-1	35					35
1-2	34	1				35
1-3	34	1				35
1-4	29	6				35
1-5	28	6	1			35

2. 飲酒の影響

No.	評価「4」	評価「3」	評価「2」	評価「1」	記載なし・無効等	計
2-1	30	4	1			35
2-2	27	6	2			35
2-3	23	9	3			35
2-4	27	6	2			35
2-5	28	5	2			35

3. アルコール依存症対策

No.	評価「4」	評価「3」	評価「2」	評価「1」	記載なし・無効等	計
3-1	25	5	3	1	1	35
3-2	28	4	2		1	35
3-3	18	10	4	2	1	35
3-4	22	8	3	1	1	35
3-5	3	12	14	5	1	35

下欄には、飲酒運転を防止するために独自に工夫している点、こだわっている点等を記載してください。

(参考事例)

- ・遠隔地における点呼では、各自の携帯電話のテレビ電話を使い、対面点呼のようにアルコール検知器を使つての酒気帯び確認を実施している。
- ・点呼時にアルコールが検出された場合は、人間尊重の精神で接し、アルコール依存症の疑いがないか慎重に確認するようしている。
- ・新聞記事なども活用し定期的に指導を実施するとともに、飲酒習慣のある運転者には、飲酒状況の聴き取りや飲酒量の指導も実施している。
- ・健康診断の結果、アルコール依存症の疑いがある場合は、家族に連絡するとともに医療機関の受診を指示している。